

ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成 27 年 9 月 17 日付け 27 消安第 3322 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の (1) のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 (削る) ア・イ (略) (2) (略) 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示 3 の蒸熱処理施設及び告示 6 の (2) のこん包場所について、それぞれ 1 及び 2 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、原則として<u>1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設及びこん包場所について、実地で調査するものとする。</u> 4 消毒及び検査の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次により、原則として<u>1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア～ウ (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の検査の実施の確認について、次により、原則として<u>1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した告示 4 の (1) の検査</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の (1) のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 <u>ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> イ・ウ (略) (2) (略) 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示 3 の蒸熱処理施設及び告示 6 の (2) のこん包場所について、それぞれ 1 及び 2 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、<u>毎年、原則として当該蒸熱処理施設及び当該こん包場所の使用開始前に、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して、調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> 4 消毒及び検査の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次により、原則として<u>ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。</u> ア～ウ (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の検査の実施の確認について、次により、原則として<u>ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。</u>

の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア 生果実のこん包数の５パーセント以上が検査されたことを確認すること。

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがなかったことを確認すること。

ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。
(削る)

５ 輸出の停止

(１) 告示４の（１）の検査の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(２) 植物防疫官は、４の（１）又は（２）の確認の結果、消毒又は検査が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

６ 表示

告示７の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の（１）の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(１) (略)

(２) 仕向地が日本である旨の表示

ア 生果実のこん包数の５パーセント以上について、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ アの確認の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見されたときは、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

(新設)

(３) 植物検疫証明書

植物防疫官は、（１）により消毒が完全に行われたこと及び（２）のＡにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書又はその写しの余白に氏名を付記するものとする。

(新設)

５ 表示

告示７の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の（１）の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(１) (略)

(２) 仕向地が日本である旨の表示

<u>ア FOR JAPAN</u> <u>イ 日本向け</u> <u>7 輸入検査</u> (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3)・(4) (略)	<u>FOR JAPAN</u> <u>6 輸入検査</u> (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3)・(4) (略)
---	---

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。